

## リース取引(その2)－概要②

### はじめに

先月からリース取引について、「リース取引に関する会計基準」(以下、「本会計基準」と記載します)を中心に解説しております。今月はその2回目です。なお、本稿は、建設事業者の財務諸表を前提に、一般的に生じることの多いリース資産の借手側の会計処理を中心に記載しています。したがって、リース取引の貸手側の会計処理や、セールアンドリースバック取引などの特殊な取引については本稿の取扱いの対象外ですので、あらかじめご了承ください。これらについては、「リース取引に関する会計基準」本文および「リース取引に関する会計基準の適用指針」をご参照いただければと思います。

### 4. 注記

ファイナンスリース取引の借手側は、リース資産について、その内容(主な資産の種類等)および減価償却の方法を注記します。ただし、重要性が乏しい場合には当該注記は要しないとされています。

オペレーティングリース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のものとして1年超のものを区分して注記する必要があります。ただし、重要性が乏しい場合には当該注記は要しないとされています。

### 5. 適用時期等

本会計基準は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されています。

所有権移転外ファイナンスリース取引について、会計基準の改正により、従来の通常の賃貸借取引と同様の会計処理から、通常の売買取引に準じた会計処理に変更する場合、原則として本会計基準適用初年度開始前のリース取引についても、本会計基準に定める方法により会計処理します。この場合、変更による影響額は、特別損益として処理することとされています。

ただし、リース取引開始日が本会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引については、前年度末の未経過リース料残高または、利息相当額控除後の未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上することができます。

また、リース取引開始日が本会計基準適用初年度

開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引については、上記にかかわらず、引き続き通常の賃貸借取引と同様の会計処理を適用することもできます。この場合、リース取引開始日が本会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引について通常の賃貸借処理によっている旨および改正前の「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記しなければなりません。

### 6. 重要性の基準

#### (1)リース資産総額に重要性が乏しい場合

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合、次のいずれかの方法を適用することができます。

①リース料総額から利息相当額を控除しないことができます。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上されることとなります。②利息相当額の総額を利息法ではなく、定額法により、各期に配分することができます。

ここで、リース資産総額に重要性が乏しい場合とは、未経過リース料期末残高が当該期末残高＋有形固定資産＋無形固定資産残高の合計額の10%未満である場合とされています。

#### (2)個々のリース資産に重要性が乏しい場合

個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合、オペレーティングリース取引の会計処理に準じて通常の賃貸借取引と同様の会計処理を行うことができます。

ここで、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次のいずれかに該当する場合とされています。①重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引。②リース期間が1年以内のリース取引。③企業の事業内容に照らして重要性が乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引。なお、この場合1つのリース契約に科目の異なるものが含まれている場合には、科目ごとにその合計金額により判定することができます。

リース取引の会計処理の概要は以上です。次回はリース取引の税務上の取扱いとの差異および会計処理のY点に与える影響について解説する予定です。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)